

平成27年3月定例会会議録

平成27年豊郷町議会3月定例会は、平成27年3月17日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	前 田 広 幸
2 番	西 山 勝
3 番	西 澤 博 一
4 番	鈴 木 勉 市
5 番	西 澤 清 正
6 番	西 村 雄 三
7 番	佐々木 康 雄
9 番	河 合 勇
10 番	今 村 恵美子
11 番	北 川 和 利
12 番	堀 常 一

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は

次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	吉 村 久美子
人 権 政 策 課 長	鈴 木 雅 信
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長(上下水道担当)	小 川 光 治

産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	角 田 清 武
社 会 教 育 課 長	野 村 栄

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

加藤 善一
寺田 理恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第 2号 豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 3号 豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 4号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 5号 豊郷町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 6号 豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 7号 豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
《文教民生常任委員長報告》
- 議第 9号 豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案
《文教民生常任委員長報告》
- 議第 10号 豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員長報告》
- 議第 11号 豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員長報告》
- 議第 12号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案

	《文教民生常任委員長報告》
議第 1 3 号	豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案 《文教民生常任委員長報告》
議第 1 4 号	豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案 《文教民生常任委員長報告》
議第 1 5 号	豊郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 《文教民生常任委員長報告》
議第 1 6 号	豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 《文教民生常任委員長報告》
議第 1 7 号	豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 《文教民生常任委員長報告》
議第 1 8 号	豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案 《総務産業建設常任委員長報告》
議第 1 9 号	豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて 《総務産業建設常任委員長報告》
議第 2 0 号	平成 2 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 5 号） 《予算決算常任委員長報告》
議第 2 1 号	平成 2 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） 《文教民生常任委員長報告》
議第 2 2 号	平成 2 6 年豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号） 《総務産業建設常任委員長報告》
議第 2 3 号	平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） 《総務産業建設常任委員長報告》
議第 2 4 号	平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） 《文教民生常任委員長報告》
議第 2 5 号	平成 2 7 年度豊郷町一般会計予算

- 議第 26 号 《予算決算常任委員長報告》
平成 27 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
《文教民生常任委員長報告》
- 議第 27 号 平成 27 年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 28 号 平成 27 年度豊郷町下水道事業特別会計予算
《総務産業建設常任委員長報告》
- 議第 29 号 平成 27 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
《文教民生常任委員長報告》
- 議第 30 号 平成 27 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
《文教民生常任委員長報告》
- 発委第 1 号 豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 議第 31 号 豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 諸般の報告（一部事務組合議会報告）
- 委員会の閉会中の継続調査申し出について
（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）
（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）
（議会広報常任委員会）

佐々木議長

おはようございます。

これより3月定例会を再開いたします。

(午前9時06分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、北川和利君、12番、堀常一君を指名いたします。

日程第2、議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第19、議第19号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてまでを一括議題といたします。これについて、それぞれの付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

議長。

佐々木議長

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。条例は、議第2号から議第7号、議第18号、議第19号でございます。

去る2月26日本会議におきまして、当委員会に付託されました議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案から議第7号豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案、議第18号豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案、議第19号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、去る3月2日、委員6名の出席のもと、町長、副町長及び担当職員の出席を求め、審議を行いました。

議第2号の審議では、質疑、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第3号の審議では、町の許認可にはどのようなものが考えられるのか、不利益処分の対象などの質疑がされました。質疑終了後、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第4号の審議では、管理職の時間外手当はどのような時に対象になるのかなどの質疑がされました。質疑終了後、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第 5 号の審議では、質疑、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第 6 号の審議では、教育委員会の規則で定めるとなっているその他の勤務条件とは何かなどの質疑がされました。質疑終了後、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第 7 号の審議では、質疑、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第 1 8 号の審議では、質疑、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

議第 1 9 号の審議では、消費税分が値上がりしていないとのことであるが、事業内容はどうか、実績報告の中で特段かわったことはなどの質疑がありました。質疑終了後、討論はなく、全員賛成で可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

続いて、今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長

議長。

佐々木議長

今村文教民生常任委員長。

今村文教民生

常任委員長

文教民生常任委員会審議報告を行います。

去る 2 月 2 6 日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第 8 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案から議第 1 7 号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、去る 3 月 4 日、委員 5 名出席のもと、町長、副町長及び担当職員の出席を求め、審議を行いました。

議第 8 号の審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第 9 号の審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第 1 0 号の審議では、来年度の待機児童の状況について、入所の条件について、8 時間と 1 1 時間との違いについて、保護者に具体的な内容を配付すべきなどについて質疑がされました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第 1 1 号の審議では、条例の第 4 条から第 6 条までを削るとなっているが、新条例に含まれるかなどについて質疑がされました。質疑終了後、討論の申し

出はなく、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第12号の審議では、第5期4,680円が第6期6,000円に上がる根拠の説明、基金の現状と周囲の状況について、借入金の返済方法、一括返済について、第6期の高齢化率の予想はどうか、具体的な第5期の推計値の詳細な説明、第6期計画は過度な計画でないのか、利用料への助成、補助に対し、一般会計からの繰り入れは禁止されていないがどうか、住民への助成はできないのか、多段階を検討しなかったのかなどについて質疑がされました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、可否同数のため委員長採決で否決と決しました。

議第13号の審議では、条例制定の意義はどうか、事務量の変化はどうか、介護予防の受け皿づくりを平成29年度までに整備できるのか、居宅の訪問介護も外されるが、フォローはどこがするのかなどについて質疑がされました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第14号の審議では、指定事業所はどこか、受け入れ態勢は準備できているのか、利用形態が変わってくるが町としてどのような支援をしていくのか、平成29年度からの財政措置はどうなっているかなどについて質疑がされました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第15号の審議では、質疑はなく、反対討論、賛成討論ともにあり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第16号の審議では、質疑はなく、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第17号の審議では、事業所はどこか、対象人数について、要支援の受け入れはできるのかなどについて質疑がされました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第3号豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第3号豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。
よって、議第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これより議第5号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第5号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。
総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。
よって、議第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これより議第6号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第6号豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。
総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。
よって、議第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これより議第7号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第7号豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。
総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

議員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、4番、反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

鈴木君。

鈴木議員 4番。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に対する反対討論を行います。

この条例案は、いわゆる地方教育行政法の改正に伴い、教育委員会の仕組みが変わるための条例案であります。文科省の資料を見ますと、文科省は今回の改定の特徴を教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置すること。全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること。教育に関する大綱を首長、町長が策定することなどと整理をしています。今回の改正により、教育に関する首長、町長の権限が強くなりました。例えば、教育委員会はこれまで合議制の執行機関で、教育委員が会議を開き、教育長を任命していましたが、新教育長は教育長として議会の同意を得て、首長、町長から直接に任命され、同じく首長から直接任命される教育委員と合同して教育委員会の合同メンバーとなることになりました。

つまり、これまで委員会を代表し、会議を主催する役割を担ってきた教育委員会教育長とそのもとで事務を執行する役割であった教育長が合体した、非常に奇妙な職務が誕生することとなりました。また、政治的な取り引きにより、新教育長の任期を首長、町長より短い3年とすることで、首長が任期中に1回はみずから教育長を任命できるようにされました。さらに、当該地方公共団体の教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱を制定する権限が首長、町長に委ねられました。これは、教育委員会の権限と議会の権限を侵害するものにほかなりません。

このような新制度を地方自治体が無批判に受け入れることは、教育の地方自治を崩壊させるものであり、今回の条例案には反対といたします。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。
本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。
文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。
よって、議第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これより議第9号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより議第9号豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案を採決いたします。
本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。
文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。
よって、議第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これより議第10号の討論を行います。
討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。
これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。
今村君。

今村議員 はい、10番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案に対して反対討論を行います。

子ども・子育て支援新制度に伴う町条例の改正ですが、全ての子供の権利保障と保育の後退を許さない取り組みが必要です。また、子供の貧困、子育て困難がますます深刻になる中で、子供の発達と保護者の就労と同時に保障する福祉としての保育所の果たす役割はこれまで以上に重要になってきています。今回、政府がつくった子ども・子育て支援新制度では、待機児童の解消のための低年齢保育の拡充は、自治体任せで国の財源確保を含めた保育所整備の抜本的な対策は欠けています。さらに、保育条件や保育環境、保育者の処遇改善など制度的な支えが必要不可欠ですが、国の予算の面からも不十分な中身となっています。

以上の点を指摘して、今回の国の法改正に伴うこの条例改正については反対といたします。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第11号の討論を行います。

討論はありませんか。

今村議員 はい、反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

今村君。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第11号豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案、これにつきましても、子ども・子育て支援新制度に伴う町条例の改正条例案になっておりますが、今、子供たちを取り巻く環境の中で、幼稚園保育料条例の中身についても、就労する、また子育てをする保護者、こういった人たちの視点に立った

改正が必要ですが、国においては今回の改正では、保護者、また保育環境、保育条件等についてもまだまだ抜本の見直しが必要だと考えています。そういった点を指摘して、今回の幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案についても反対といたします。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。
討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第11号豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第12号を議題といたします。本案に対しては、今村恵美子君、ほか3人の方からお手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

今村君。

今村議員 はい、10番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正動議、修正案につきまして提案説明をさせていただきます。皆様には、資料としてお渡しをさせていただきましたが、まず、この修正の条例案の第4条中の金額の変更がございますが、これについては、資料の2枚目を見ていただきますと、町案は今回、第6期の基準月額を6,000円に設定をしております。そして、第1段階から第9段階までの条例の4条改正を原案は提案しておりますが、修正案では、基準月額5,200円を基本といたしまして、第1段階から第9段階、ここにありますように、第1段階2,600円、第2段階、第3段階が3,900円、第4段階が4,680円、そして、第5段階が5,200円、第6段階が6,240円、第7段階が6,760円、第8段階が7,800円、そして第9段階が8,840円の金額で条例の修正案、4条修正を行っております。

この修正ですけれども、町の基準月額は6,000円で、これは町の第6期の

事業計画でいきますと、介護保険料の収入見込額は3億7,706万4,000円です。一方、修正案の基準月額が5,200円で、3カ年の保険料を収入見込額として計算しますと、3億2,678万8,800円で、その差額は約5,000万円あります。この差額分が町の第6期事業計画の1号被保険者保険料、65歳以上の方の保険料の負担分の不足分に相当しているわけです。この不足分を解消する手だてということで、まず、第1が町が予防介護の取り組みや介護認定者の重度化を減らす取り組みを重点的にやり、第6期の介護給付費を町計画数値推計より下げることが求められる、これが第1の、俗に言う経営努力をしてくださいということで、資料の1枚目を見ていただくと、第6期の介護保険関係資料というのが1枚目の表にあります。これは町が議会に提出した第6期介護保険料事業計画の数値から算定しております。65歳以上の人口変化、豊郷でどうなのかということです。これは、第5期の実績、また第6期の町推計、これを見て、人口増加率を引き直しますと、1.075倍、これが6期に向けての対象、1号被保険者である65歳以上の人口の変化です。また、要支援、要介護認定者の変化、これも第5期の実績と第6期の町推計を見まして、その3カ年平均認定率は、第5期から第6期の認定増加率を計算しますと、1.01倍、ほぼ横ばいです。そして、次に介護給付費の変化。この第5期実績は、24年、25年、26年は推計ですけれども、3カ年合計が出ております。また、第6期の推計、町が6期計画、事業計画に示した3カ年の推計、これを第5期から第6期への伸び率として計算いたしますと、1.146%。この推計から考えると、第5期からの対象人口増加率、認定増加率に比べ、介護給付費増加率が異常に高い設定となっております。第6期は介護報酬引き下げ分や要支援認定者の介護サービスから外される、こういったことも決まっております。国による低階層被保険者への公費助成も予定されています。

こういった中で、残念ですが、介護給付費が抑制される影響が本町では出てくると考えられます。町の試算はどう見ても過大な見積もりではないかという疑念が持たれます。私も見ました中で、特に地域密着型サービス事業費と居宅サービス費、それは国がもう施設サービスを減らすという方向ですが、その2つの伸び率があまりにもちょっと高いのではないかと、実態に合わないのではないかと考えています。

そしてまた、2枚目の方にかわっていただきまして、不足分を解決する手だてとして第2は、一般会計からの介護保険会計に一般財源の繰り出しを実施する。これは、介護保険法令上、禁止されていないので実施は可能です。また、従来の財政安定化基金の借り入れも必要最低限でやっていくことは可能です。

この説明については、その後ろの3つの資料をつけていますので、これを読んでもいただければ根拠が示されています。もう既に介護保険制度は制度疲労の状態、超高齢化社会の介護サービス制度としては機能しない状況になっています。町は、国に対して財源保障も含めて抜本的な制度見直しを求めることが必要ではないでしょうか。介護保険料を払っても8割の人は受けられない制度であり、保険料は負担能力を超えて上がり続ける、こういった制度になっていて、豊郷町ではもう6期の推計でも、65歳の本人非課税という方が高齢者の7割いるという実態があります。

今、町がすべき緊急生活支援対策としては、豊郷の高齢者の暮らし、福祉を応援する、こういったことで介護保険料の引き上げを抑えることが今、喫緊の課題になっています。そういった面で、今回の介護保険料、基準額を5,200円に抑える、引き上げ率を抑える、このことを修正案として提案をさせていただきました。そして、2枚目のところに、今回の町の基準額が6,000円で、5,200円に下げるということで差額が出てきますけれども、これはやはり町民の皆さんの理解は得られると思います。そして、町自身もその努力をさせていただく中で、また新たな給付施策への展開は、私は可能性は大きいと思っていますので、ぜひ議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

佐々木議長　これより修正案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

議　　員　なし。

佐々木議長　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

鈴木議員　賛成討論。

佐々木議長　まず、原案すなわち町長案に対する賛成討論の発言を許します。というのは、修正案の討論の場合は、まず原案賛成者、そして次が、原案及び修正案に対する反対。

今村議員　原案に対する反対討論。

佐々木議長　ちょっと待ってください。原案賛成者はないんですね。

議　　員　なし。

佐々木議長　ないようでありますから、次に、原案に対する反対討論……。

鈴木議員　ちょっと待って。原案、反対、賛成やな。

西澤博一議員　原案に対する賛成、反対の討論ですか。

佐々木議長　今、原案賛成者を先ほど呼びかけたけどなかったんですけど、あるんですか。
原案の賛成者。

今村議員 原案の賛成から先ですか。

佐々木議長 原案の賛成者が先なんです。

原案すなわち、町長案に対する賛成討論の発言を許します。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、次に、原案に対する反対討論の発言を許します。
今村君。

今村議員 議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

今回の町提案は、これまでの5期の基準月額4,680円を6,000円へと一挙に1,320円も、年額にすると1万5,840円もの大幅引き上げです。昨年4月に消費税が8%に上げられ、一方、年金は下がり続け、物価が上昇し、町内に住む65歳以上の高齢者の生活はますます厳しくなっています。そして、豊郷町の高齢者のうち、本人非課税が平成27年度の町推計では1,253人、全体の約7割を占めています。これは、豊郷町が他の自治体と比較して、いかに低所得高齢者が多いかをあらわしている事例です。ところが、今回、町が提案している基準月額は、滋賀県下の19市町の中で上からベスト3というか、高い方の3自治体の中に豊郷町が入っていると町の説明がありました。しかし、第5期のときは豊郷町の介護保険料は、県下19市町の中で上から数えて14番目の料金だったことを考えると、町内高齢者の生活を無視した引き上げであると言わなくてはなりません。町内高齢者の暮らしと介護を守るのが町行政の責務であり、そのためには町の財政支援も不可欠であると考えます。これは、法律でも認められています。国の言いなりに保険料引き上げを進める、この原案については町民の理解は得られませんし、ますます介護の給付費が増えていく、そういった危険も伴う提案だと思いますので、反対といたします。

佐々木議長 次に、修正案、すなわち今村恵美子君ほか3人の提出案に対する反対討論を許します。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、次に、修正案、すなわち今村恵美子君ほか3人の提出案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長、4番。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案に対する修正案について、賛成討論を行います。

町が提案した原案では、第1段階の一番保険料が低い人で、現行の

月2,340円から3,000円と660円もの値上げになります。豊郷町は貧困層が多く、例えば国民健康保険加入者の年平均収入額が、県下でただ1つ100万円を切っている事実は、以前この議会で指摘をしたとおりであります。町内には年金が月3万円前後で生活しておられる方がたくさんおられます。町の原案でいくと、年金の1割が介護保険料として天引きされます。果たしてこのような保険料の設定が町民の理解を得られるのでしょうか。確かに給付推計の困難さや介護保険制度の抜本的な責任が国にあることはそのとおりであります。今、私たちに問われているのは、政治の力がどこを向いて決断をするのかではないでしょうか。今でも憲法に保障された健康で文化的な生活を営むにはほど遠い生活実態がありますが、町の原案でいきますと、それがさらに加速され、町民の生活がますます苦しくなることは目に見えており、町民の負担を少しでも軽くする修正案に賛成といたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

まず、今村恵美子君ほか3人から提出された修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

河合議員 この12号は否決されたんちゃうのか、原案は。12号が否決されたてよろしいやん。ちょっと説明して。

事務局長 修正案は可決されました。それは、原案の中の一部が修正で出されたのが可決されましたので、修正案を除く部分については、再度、採決する必要がありますので、今回、採決するという事です。

鈴木議員 つまり、議第12号の附則の予防支援を2年間遅延させるという、この部分についての賛否です。具体的にということでもいいですか。

西澤博一議員 ちょっと済みません。修正の部分は、金額に対しては、それ以外のことを言っているわけ。

佐々木議長　　そういうことですね。

西澤博一議員　　金額以外は原案ということですか。

佐々木議長　　そういうことです。そこを今、この採決でどうかと。

河合議員　　了解。議事進行。

佐々木議長　　それでは、修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議　　員　　（起立、全員）

佐々木議長　　全員起立であります。

　　よって、修正部分を除く部分は原案どおり可決されました。

　　これより議第13号の討論を行います。

　　討論はありませんか。

鈴木議員　　反対討論。

佐々木議長　　それでは、討論の申し出があります。

　　これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

　　鈴木君。

鈴木議員　　はい。

佐々木議長　　鈴木君。

鈴木議員　　議第13号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案に対する反対討論を行います。

　　安倍政権は、2025年の高齢化のピークに備え、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの体制を確立するとの宣伝文句で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる医療介護総合法を昨年の通常国会で採決を強行いたしました。厚生労働省は、その総合法の実施に向けたガイドライン案などを明らかにしておりますが、そこでは例えば、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移すとされましたが、初年度に移行できるのは厚生労働省の調査でわずか7.2%にとどまり、本町でも先ほど2年遅らせる条例案が提案されていまして。これは、介護費用削減を狙った改悪が、深刻な矛盾に直面をしていることをあらわしたものにほかならないと思います。

　　議第14号、第15号、第16号、第17号も、この医療介護総合法に係る条例案であります。これが実施されれば、介護難民問題は一層深刻化し、高齢者とその家族の負担と不安は増すばかりであり、医療介護総合法の具体化に関する、この条例案には反対といたします。

佐々木議長　　次に、賛成討論の発言を許します。ほかにありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

議第13号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第14号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第14号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第15号豊郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第16号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第16号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第17号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第17号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第18号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第18号豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第19号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第19号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)から、日程第24、議第24号平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計予算補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

これについてそれぞれの付託委員会委員長より報告を求めます。

西山予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 議長。

佐々木議長 西山予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る2月26日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第5号)について、去る3月9日、10日の両日にわたり、委員10名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、人権政策課の質疑では、町有地売却、建物売却の当初の算定はどうだったのか、隣保館費の減額理由、社会教育指導員の報酬の減額の理由はなぜかなど。

総務企画課では、歳入において繰上償還の内容について、歳出では企画費の広告費減額理由、災害対策費の防災施設整備事業補助金の減額理由と実績の説明などについて質疑されました。

住民生活課においては、住民基本台帳費で、戸籍総合システムリース料の減額はなぜか、清掃総務費の臨時職員の補充はどうか、じんあい処理費減額の意味などについての質疑がされました。

保健福祉課においては、歳入では県補助金の家庭支援推進保育事業の件数、改善はどうかなどについて、歳出では、社会福祉保護費で講師の事業内容はどうか、障害福祉で障害者生活支援事業の実績などの質疑がありました。

医療保険課では、歳出では国民健康保険費のその他の経費の原資について、保健衛生諸費で地域医療看護師確保対策事業の増額理由などの質疑がありました。

産業振興課においては、歳入では農地費分担金で地元分担金の負担割合、目的、場所、概要、対象面積の説明、県補助金の経営開始型青年就農給付金事業の説明、商工費のとっと祭り事業費の減額理由などについて質疑がありました。

地域整備課においては、歳入で土木使用料の理由、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の説明など、歳出では、簡易水道整備費の法適化準備経費とは何か、農地費の土地改良事業関係団体に支出する理由、道路維持費で未登記分の件数、状況などについて質疑がありました。

教育委員会においては、歳出で豊郷小学校管理費の備品の説明、日栄小学校管理費の賄材料費の減額の理由などの質疑がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告とします。

佐々木議長

慎重審議、大変ご苦労さんでございました。

続いて、西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

議長。

佐々木議長

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

それでは、続きまして総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る2月26日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第22号平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議第23号平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、去る3

月 2 日、委員 6 名出席のもと、町長、副町長及び担当職員の出席を求め審議を行いました。

議第 2 2 号の審議では、歳入において国庫補助金の減額は事前に通知があるのか、町債 2, 1 0 0 万円の減額理由は、歳出では、工事の減は入札によるものかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 2 3 号の審議では、歳入では町債の減額の理由について、歳出では、地震対策委託料の内容についてなどの質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、大変ご苦労さんでございました。
続いて、今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生

常任委員長 はい、10番。

佐々木議長 今村文教民生常任委員長。

今村文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る 2 月 2 6 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 2 1 号平成 2 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 2 4 号豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、去る 3 月 4 日、委員 5 名出席のもと、町長、副町長及び担当職員の出席を求め、審議を行いました。

議第 2 1 号の審議では、歳入で高額医療費交付金の増額の理由、医療費が伸びている理由、分析結果はどうか、受診しない理由、受診できない人が多い理由は、重度化しないための支援はあってもよいと思うが展望、検討はどうか、短期保険証と資格証明書の違いと対応について、一般会計繰入金金の減額の理由についてなどについて。歳出では、特定健診の減の理由は何か、保健事業の委託先、単年度契約かどうかなどについて質疑がされました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 2 4 号の審議で、歳入において介護給付金繰入金金の繰入はどのように算定しているのか、どのサービスが伸びているのか、伸びているのはどのような理由か、基金繰入金金は幾らか、町債の貸しつけは 3 月 3 1 日の見込みを含めて

貸しつけを受けるのか。歳出では、介護サービス等諸費で施設待機は何人ぐらいなのか、介護予防サービス件数は増えているのかなどの質疑が行われました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

佐々木議長

慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

これより各委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

佐々木議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第20号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員

なし。

佐々木議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する予算決算常任委員会委員長の報告は可決であります。

予算決算常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員

（起立、全員）

佐々木議長

全員起立であります。

よって、議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第21号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員

なし。

佐々木議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第21号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員

（起立、全員）

佐々木議長

全員起立であります。

よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 2 2 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 2 2 号平成 2 6 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 （起立、全員）

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第 2 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 2 3 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 2 3 号平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 （起立、全員）

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第 2 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 2 4 号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 2 4 号平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 （起立、全員）

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算から日程第30、議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これについてそれぞれの付託委員会委員長より報告を求めます。

西山予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 議長。

佐々木議長 西山予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る2月26日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算について、去る3月9日、10日の両日にわたり、委員10名出席のもと、町長、副町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、人権政策課関係では、歳入において隣保館デイサービスの算定根拠、土木費使用料の徴収の状況はどうか、県補助金の住宅新築資金等貸付助成事業の今後の状況について、不動産売払い収入の建物分の説明、元利収入の過年度分の債権の現在の状況、雑入の多文化交流サロンの内容などについて。歳出では、人権対策費の専門員の設置の内容の説明、主要施策の概要に掲載されていない理由、隣保館費の職業安定協力員の実績と成果についてなどの質疑がありました。

税務課関係の質疑では、歳入においては、個人・法人町民税の増額理由、固定資産税では固定資産の評価が低くなったのか、軽減の理由、不納欠損処分を実施しているのかなどについて。歳出では、賦課徴収費の徴収嘱託員の内容説明、固定資産評価業務委託料、時点修正委託料の事業説明などについて質疑されました。

総務企画課では、歳入においては株式等譲渡所得割交付金の算出の方法、総務費使用料で敷地、講堂、ギャラリー使用料の説明、県補助金の自治振興交付金の使途は何か、町営住宅整備事業繰入金の見込みについて、町債の紫雲苑大規模改修分の借入方法について。歳出では、一般管理費の委託料が前年度と比較して減額になっている理由、行政懇談会の持ち方について、財産管理費の湖東の森林づくり自治体負担金の理由、ドリームバスを委託にした場合の比較に

ついて、企画費の自治区画再編整備基金を今後、検討、見直しするなど考えているのか、電気自動車の契約、利用方法について、先人の遺徳を偲ぶ事業が概要にない理由、電子計算機管理費のシステム開発委託料の説明、ホームページの契約先はどこか、常備消防費の減額理由は、災害対策費が増額になっている理由、防災行政無線のデジタル化はいつになるかなどについて質疑されました。

住民生活課においては、歳入では衛生費手数料の個別の説明を、雑入の廃棄物などの売却料は業者委託分が入ってくるのかなどについて。歳出においては、環境衛生費の火葬場の設計委託、登記の状況、解体後の協議内容の説明、環境対策費の臨時職員の人数、作業はどうなるのか、清掃総務費の光熱水費の増額の理由、じんあい処理費の看板設置はどうなったのか、一般廃棄物処理委託の契約の方法、し尿処理費のくみ取り件数などについての質疑がされました。

保健福祉課においては、歳入で民生費負担金の老人保護措置費入所は新規か、民生費使用料の生きがいデイサービス利用の効果、問題点、課題はどうか、民生費国庫補助金の地域生活支援事業の内容はどうか、県補助金の民生委員児童委員活動交付金は委員に交付しているのかなどについて。歳出では、社会福祉総務費の要支援者生活援助調整事業の内容説明、災害時の要支援台帳の運用について、人件費の増額の協議について、老人福祉費の委託先について、児童福祉総務費の専門員とはどのような仕事か、対象者はどうか、児童福祉費の保育園措置費の算定率の説明などについて質疑されました。

愛里保育園では、歳出で一般職と臨時職員との内訳の説明、保育園、幼稚園の事業は教育委員会が行うのか、人事はどのようにになっているのか質疑されました。

医療保険課においては、歳入の国庫負担金で、保険基盤安定の算出根拠、県補助金の小児慢性特定疾患の対象者、件数、雑入の成年後見人、地域包括支援センターのケアプランの実績はどのようにになっているかについて。歳出では、国民健康保険費の財政安定化支援分の説明、国保の近年の特徴、介護保険事業費の社会福祉法人サービス、地域なじみの安心、高額介護サービス貸付金の説明、生活困窮者の定義は何か、保健衛生費の健康づくり推進協議会の事業内容の説明、予防費の委託料の内訳、日本脳炎で2回目が見逃しの方への対応はどうか、保健衛生諸費の地域医療看護師対策事業はどのような効果があらわれているかなどについて質疑されました。

産業振興課において、歳入ではいきがい協働センター使用料の見込み、新規事業は行わないのか、県補助金で集落営農に係る以外で未整備地域に係る補助制度はないのか、企業内人権啓発推進事業の実績を、中小企業融資資金貸付元

利収入の貸しつけ状況はどのようになっているのかなどについて。歳出では、労働費で負補交の説明、農業総務費の農業経営基盤強化利子補給はどのような趣旨で利子補給を行っているのか、農業振興費の環境保全型農業直接支援対策事業の説明、いきがい協働センターはどういう対策、方向、方針をしているのか、商工振興費の街路灯整備について、商工会補助金の算定根拠はどうか、観光費のアニメサミットの次の開催地はどこなのか、観光協会の人件費補助の内訳、軽音甲子園の開催について質疑がされました。

地域整備課においては、歳入では国庫補助金の地籍調査はいつまでに完了するのかなどについて。歳出では農地費の専門員設置の説明、土木総務費の耐震改修とは何か、木造住宅耐震改修補助金、安全・安心住宅支援事業の内訳について、道路橋梁費で字要望には通学路は入っているのかなどについて質疑がありました。

教育委員会においては、歳入では、教育費使用料の予算の説明、県補助金の明日の教育のための支援事業費補助金の説明について、財産貸付収入の前年度と同額なのはなぜかなどについて。歳出では、事務局費で職員数は何人か、保育関係が教育委員会にかわり事務は増えるが人的にはどうか、事務量は具体的にどのようになっているか、教育振興費で人材派遣委託料の内容の説明、施設整備費は何に対するものなのか、扶助費の個々の説明、豊郷小学校教育振興費の備品購入費の内訳、中学校費の学校整備費で工事請負費のトイレ改修の設計の内容について、進学状況について、幼稚園費の来年度の状況はどうか、図書館費の嘱託職員を正職の対応はないのか、スポーツ公園施設費の委託期間はいつまでなのかなどについて質疑されました。質疑終了後、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告を終わります。

佐々木議長

慎重審議、大変ご苦勞さまでございました。

続いて、西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

議長。

佐々木議長

西澤総務産業建設常任委員会委員長。

西澤清正総務

産業建設常任委員長

それでは、続きまして総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る2月26日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第27号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算、議第28号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計予算について、去る3月2日、委員6名出席のもと、

町長、副町長及び担当職員の出席を求め、審議を行いました。

議第 27 号の審議では、歳入では加入者負担金の新規加入者は何件か、推定で見込んでいるのか、使用料の滞納状況はどうか、繰入金その他の経費分の内容について。歳出では、一般管理費で弁護士費用の計上はなぜなのか、公営企業法適用検討業務委託料が多くなっている理由、アセットマネジメントの内容について、減価償却分の状況はどうかなどについて質疑されました。質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 28 号の審議では、歳入では使用料の滞納は今後どうしていくのか、滞納の状況はどうか、国庫補助金が昨年より 400 万円増加している理由、町債が昨年の 3 分の 1 になっている理由などについて。歳出では、マンホール周りの舗装の陥没や水たまりができていて、点検は行っているのか、マンホールトイレシステム、マンホール目視検査委託料が減っている理由、公営企業法的化支援の説明、流域下水道のバイパス工事の説明などについて質疑されました。質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

佐々木議長 慎重審議、大変ご苦労さまでございました。
続いて、今村文教民生常任委員会委員長。

今村文教民生
常任委員長 はい、10 番。

佐々木議長 今村文教民生常任委員長。

今村文教民生
常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る 2 月 26 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 26 号平成 27 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第 29 号平成 27 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算及び議第 30 号平成 27 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る 3 月 4 日、委員 5 名出席のもと、町長、副町長及び担当職員の出席を求め、審議を行いました。

議第 26 号の審議で、歳入では資格証明書はどの程度払えば出されるのか、上限、下限はあるのかどうか、期間内だけ保険を使い、約束事を守らないときの対応はどうか、税務課と医療保険課とは連携をとっているのか、調査は行っているのか、国庫負担金で特定健康診査が減っているがなぜか、国庫補助金の普通調整交付金はどこに入っているのか、増額される分で保険料が下げられることとなるがどうか、共同事業交付金はどのくらい緩和されるのか、保険財政共同安定化事業とは何かなど。歳出では、運営協議会の任期、委員会の構成は

どうか、医療費を下げることをどのようにしているのか、葬祭費はどのような根拠に基づき算定しているのか、老人保健拠出金はいつまで継続するのか、介護納付金の対象人数、人間ドック、脳ドックの内訳はどのようなかなどについての質疑がされました。質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第29号の審議で、歳入では地域事業繰入金の介護予防事業はどのように計画しているのか、事務費繰入金の減額の理由についてなど。歳出では、新年度は職員が1名減になるのか、趣旨普及費の説明を、特例居宅介護サービス給付事業は行っていないサービスなのか、地域密着型介護サービス給付事業の予定はどのようなのか、住宅改修費の減額はなぜか、介護予防福祉用具購入費が伸びている理由を、地域支援事業の2次、1次事業の説明、包括的・継続的マネジメント事業費の賃金はどのようなものか、認知症施策推進事業、適正化事業の内容の説明、成年後見人制度を利用している人はいるのか、基金積立金が計上されているがなぜかなどの質疑がされました。質疑終了後、反対討論、賛成討論の申し出があり、採決の結果、賛成少数で否決と決しました。

議第30号の審議では、歳入の保険料の特別徴収、普通徴収について、過年度分が減っているのはなぜかなどの質疑がされました。質疑終了後、反対討論、賛成討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上で、文教民生常任委員会の報告といたします。

佐々木議長

慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

これより各委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

佐々木議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

議第25号を議題といたします。

本案に対しては、今村恵美子君ほか1人からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

今村恵美子君。

今村議員

議長。

佐々木議長

今村さん。

今村議員

議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議。今回の修正内容につきましては、2ページを見てください。

議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算の一部を次のように修正すると

ありまして、歳入のところでは、款17繰入金、項1の基金繰入金で金額を増額修正を行います。それで、歳出のところを見てください。款3民生費、項1社会福祉費のところ、支出の増額を行っています。これは、差し引き3,000万円の歳入増と支出増を修正しているものです。

説明書の方、次のページをめくっていただきますと、歳入歳出予算事項別明細書というのがあります。これで見させていただきますと、歳入では款17の繰入金というところで、予算が修正されておりますが、歳出では、民生費のところで増額修正がされております。この金額につきましては、町の一般財源の1つであります財政調整基金を当初、一般会計予算で歳入予算で基金から繰り入れ3,000万を行い、そして、当初歳出予算では、その3,000万円を款民生費で支出を行い、その支出は介護保険特別会計への一般会計からの一般財源化された3,000万円を歳出、予算の中で支出を行うと。これは、先ほど議第12号で当議会におきまして介護保険料条例、修正案が可決され、その中身でもありましたが、町の一般財源を特別会計に繰り出しをする中で、豊郷町に住む高齢者の皆さんの生活を守り、そして健康を守る、これは毎年、修正案は出してまいりましたが、今回は第6期の介護保険料が平成27年度から決まるという中で喫緊の課題として、今、高齢者を取り巻く環境、非常に大変です。豊郷町の皆さん、本当に1日、1日暮らすのに100円、200円を考えて暮らしておられる方も少なくありません。そういった中で、町がそういった高齢者福祉支援をすることは、地方自治法に明記された住民の暮らしを守り、福祉を向上させる、その責務からいっても当然必要な緊急対策であるという趣旨を持って、今回、修正案を提出しております。議員諸氏の賛同をよろしく願いいたします。

佐々木議長　これより修正案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

議　　員　なし。

佐々木議長　ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

鈴木議員　原案からですか。

佐々木議長　そしたら、まず修正案の討論でありますから、原案の賛成者からということになりますが、よろしいですか。ありませんか。

議　　員　なし。

佐々木議長　ないようでありますから、原案の反対の方。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算に対する反対討論を行います。

地方自治体は、住民の生活を守り、福祉の向上を図ることが地方自治法にも定められた責務です。現在、日本社会の危機は進行しており、その象徴が出生率の低迷です。子供を産めない、子育てができない社会は幸せな社会とは言えません。一方、日本の自殺率は世界の中でも2009年の統計では、世界8位という結果です。豊郷町も全国平均よりも高いという自治体です。この主要な要因は、社会保障、福祉の機能不全、そして貧困、格差社会の拡大があると思われます。国民年金の月平均受給額は、2012年度統計では月額5万4,900円、厚生年金では平均15万1,400円ということです。これを見ましても、国民年金では最低限の生活もできない水準であるということは明らかです。また、介護保険制度は保険料の上昇が限界に達しており、高齢者の生活を脅かしています。そして、アベノミクスでもうかったのは、大企業と株などで大もうけをしたごく一部の富裕層だけで、多くの国民は賃金は上がらず、年金は下がり、消費税増税でますます生活が苦しくなっている、こういった社会背景のもと、豊郷町がやるべきことは、低所得者対策、子育て支援対策の拡充、また、町内循環型の経済振興、平たく言うと、地元の中小零細業者への公共事業、また地元の商店街振興、こういった地元型の経済循環が必要だと考えます。豊郷町は小さな町だからこそ、きめ細かく住民に寄り添った事業をすることができる町です。そのために町財政運営の転換が今こそ不可欠です。この予算は、町民の生活を守り、福祉の向上を図るという願い、この願いにはまだ十分に込められているという予算とはなっておりません。そういったことを今回、審査いたしまして、反対いたします。

以上です。

佐々木議長 次に、修正案、すなわち今村恵美子君ほか1人の提出案に対する反対討論を許します。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、次に、修正案、すなわち今村恵美子君ほか1人の提出案に対する賛成討論を許します。

鈴木議員 議長、4番。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議第25号平成27年度豊郷町一般会計予算に対する修正案について賛成討

論を行います。

介護保険事業特別会計への一般会計からの繰り入れが、国会答弁などで法律上、禁止がされていないことは今も明らかにされ、議会でも明らかにされてきました。その証に、国の会計検査院が国会の求めに応じ、平成18年10月、国会に提出した社会保障費支出の現状に対する会計検査の結果についての中でも、今から10年前の平成16年度で市町村の法定負担割合を超えた一般会計からの繰り入れを行っている自治体が、10年前で既に28市町あることが国会に報告をされています。また、平成23年、厚生労働省が公表した介護保険料の減免自治体数によれば、単独減免を実施している自治体は520自治体にのぼっています。厚生労働省は、この資料をこれ以後、公表しなくなりました。一般会計からの繰り入れや単独減免を実施している自治体が増えていることは想像に易く、難くありません。それゆえに、厚生労働省がこの数値を公表しなくなったと考えるのも無理はないと思います。

繰り返しになりますが、一般会計からの繰り入れが法律上、禁止されていないこと、今、紹介したように、実際の繰り入れを行い、住民の負担を軽減している自治体が存在するわけでありますから、本町でもぜひ町民の負担を軽くし、先ほど可決された介護保険事業運営を円滑に行うためにも、この修正案を可決していただくよう同僚議員にお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

まず、今村恵美子君ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

議員 (起立、少数)

佐々木議長 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案の議第25号について起立によって採決いたします。

議第25号に対する予算決算常任委員会委員長の報告は可決であります。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告のとおり、議第25号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議第26号の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

鈴木君。

鈴木議員 議第26号豊郷町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国保会計の運用基金は、平成27年度末見込みで3,834万6,000円になります。これを単年度別に見ますと、平成24年度が233万、平成25年度が256万、平成26年度で約631万と、毎年、基金が積み立てられています。私は、これまで例えばこの基金の半分、1,900万円を使って国民保険料の軽減などを求めてまいりましたが、町はこれまでこの件に関しては聞く耳を持たずの姿勢を繰り返してきました。今議会で国民健康保険法の一部改正により、保険者支援制度が充実され、本町は前年度に比較してほぼ倍の800万程度の純増になることを明らかにいたしました。その純増分をこの国保料の軽減に充てることを求めました。町からは交付額が確定次第、その使い道については議会にも報告したいという回答がありましたが、私はさまざまなこれらの制度を活用し、国保料の減免の早急な実施を求めますが、今年度の予算ではその保険料の軽減が行われておりませんので反対といたします。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第26号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第26号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第27号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第27号平成27年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第28号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第28号平成27年度豊郷町下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務産業建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第29号の討論を行います。

討論はありませんか。

今村議員 はい、10番。反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

今村君。

今村議員 はい、10番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、議第29号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算につきまして反対討論を行います。

当予算は委員会でも否決はされましたけれども、先の議第12号の議決から考えましても、歳入部分、70ページ、款1保険料、項1介護保険料、目1の第1号被保険者保険料、この当初予算というのは2点、問題があると思うんで

すが、町原案のここに予算化されているのは、町原案の基準月額6,000円で人数を引き直して予算化されておりますが、3年前もちょっとそういうことで苦言は呈したと思うんですけれども、自治体によっては当初予算はまだ介護保険料が議決されていない、その段階においては暫定予算として従来の現在の介護保険料で保険料を提示する方が財務会計上は本来あるべき姿ではないかということも申し上げましたが、今回の当初予算においても、確定していない介護保険料、町の金額を当初予算に上げて歳入予算として試しているということ自体が非常に私はこの介護保険特別会計については問題があると思っております。

それと、やはりこの高い介護保険料を歳入として上げられてきている当予算については、当然、町民の高齢者の皆さんの負託には応えられないというのも1点、理由として、予算編成上の問題も含めて反対といたします。

以上です。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算について賛成討論を行います。

今回の特別会計においては、歳入歳出予算で6億119万8,000円と定めております。また、第1条、第2条においても全く問題はないと思います。先ほどの介護保険の改定で、5,200円という数字が出ました。私はほんまにびっくりいたしました。これで本当に介護の事業が行えるのかというと、介護を受ける方、また介護を支えていただく方に対して、どれだけの問題が起こるのかなというような心配をしております。しかしながら、やはり個人的には介護保険料は誰でも安い方がいいのは決まっています。しかし、介護事業を支える上ではやはり応分の負担等は必要やないかと。やはり、その中で介護を受ける方、また介護をされる方に対しましても、その辺の気持ちは持っておられると思います。低所得者に対しても多分の負担はあります。しかしながら、これから第6期、第7期、第8期、第9期という介護保険の事業を続けていく上には、やはりそれなりの皆様のご負担が必要ではないかと思っております。そういうようなこともつけ加えまして賛成討論といたします。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第29号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。

議第29号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

これより議第30号の討論を行います。

討論はありませんか。

今村議員 はい、議長。反対討論。

佐々木議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

今村君。

今村議員 議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

これは、世界に冠たる75歳以上の高齢者の差別医療制度だと考えています。本来、廃止すべきであり、高齢者が安心して医療が受けられる、こういった後期高齢者医療制度を改変していくべきだと考えていますので、この予算化については反対といたします。

以上です。

佐々木議長 次に、賛成討論の発言を許します。

西澤博一議員 はい、3番。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について賛成討論を行います。

これも介護保険等の関連がございます。しかし、執行部側が提出されました議題については全く問題ないと考えております。そういう意味で賛成討論とさせていただきます。議員諸氏のご賛同をよろしく申し上げます。

佐々木議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教民生常任委員会委員長の報告は可決であります。

文教民生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

議 員 (起立、多数)

佐々木議長 起立多数であります。

よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31、発委第1号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

発委第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第1号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する賛成の諸君の起立を求めます。

議 員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議第31号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第31号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、現在支給している旅費に関する条例の一部を改正するものであります。改正内容としましては、効率的な業務を図る見地から、他の支払いと同様に、総合振込による支払いとするため、第3条の見出し中「および支給」と同条第2項を削除し、実態に合わせ改正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより議第31号の討論を行います。

討論はありませんか。

議 員 なし。

佐々木議長 ないようでありますから、討論を終結いたします。
これより議第31号豊郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、全員)

佐々木議長 全員起立であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第33、諸般の報告として一部事務組合議会報告を行います。一部事務組合議会の結果報告が提出されていますので、お手元に配付してあるとおりでございます。ご了承をお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わりとします。

日程第34、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木並びに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は広報、編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長並びに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長並びに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

次に、今月末をもって退職されます鈴木雅信人権政策課長から、退職の方を代表して挨拶の申し出があります。

鈴木雅信人権政策課長、お願いします。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 鈴木雅信人権政策課長。

人権政策課長 皆さん、3月議会終了後、お疲れのところ、大変恐縮に存じ上げますが、こ

の3月末日をもちまして、定年退職を迎える加藤議会事務局長、野村社会教育課長、そして、西川久子愛里保育園長、西澤真理保健福祉課長、そして私です。5名を代表させていただき、僭越ながら、この場をお借りしまして、皆様方に感謝とお礼の言葉を述べさせていただきます。

いよいよ待ち望んだ暖かな春がやってきました。この季節、3月、4月は出会いと別れの季節でございます。私たちの世代は戦争が終わって、10年たつたかたないか、昭和29年から30年に生まれ育った年代です。戦後の混乱から抜け出し、高度成長へ向かう昭和のよき時代に育った仲間でございます。月日は百代のごとく、あっという間でございます。気がつけばあっという間に60歳になりました。なれ親しんだ豊郷町で、皆様方にお世話になってきました。議会が開催されるたびでございますけども、学校の試験と同じく、どのような質問がされるのか、また質疑や答弁にも汗をかきながらも、議員の皆様方に支えられ、よりよい刺激を受けさせていただき、論点を整理することができ、今日まで務めることができました。無事、卒業式を迎えることができたことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

結びになりました。私たちはこの3月末日をもちまして、第一線を退くこととなりますが、豊郷町のさらなる発展と皆様方のさらなるご活躍、ご健勝をお祈り申し上げて、退職に当たりましての挨拶とかえさせていただきます。本当に長い間、支えていただき、お世話になり、ありがとうございました。

平成27年3月17日。退職者代表、鈴木雅信。お世話になり、ありがとうございます。

佐々木議長

ただいま退職される方からご挨拶をいただきました。鈴木雅信人権政策課長をはじめ、今日は3名しかおられませんけど、5名の方には長い間、本町行政のリーダーとしてご尽力をいただき、大変ご苦労さまでございました。どうかこれからも元気でますますご活躍されますことをご期待いたしております。今後は、退職される方の後輩たちが、本町行政を支えていくこととなりますので、これからの本町行政と、そして町議会に対しましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。退職される方、本当にご苦労さまでございました。ますますのご健勝を祈念いたしております。本当に長い間、ご苦労さまでございました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これにて、平成27年3月第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午前11時10分 閉会)